

## 米国 - 加産軟材へのダンピング最終決定 DSU 21.5 条

(パネル報告 WT/DS264/RW、提出日 2006 年 4 月 3 日)

(上級委員会報告 WT/DS264/AB/RW、提出日 2006 年 8 月 15 日、採択日 2006 年 9 月 1 日)

梅島 修

### I. 事実の概要

本件は、DSU 第 21.5 条に基づき、カナダが米国の履行についてその協定整合性を争った事例である。かかる履行の基礎となった上級委員会の原報告書 (WT/DS264/AB/R) では、米国商務省がカナダ製軟材ダンピング調査においてゼロイングを用いて W-W により計算したダンピングマージンは第 2.4.2 条第 1 文に不整合であると判断されていた。

#### A. 原調査手続、パネル・上級委員会手続の概要

2002 年 4 月 23 日カナダ製軟材 AD 調査開始。

2003 年 3 月 21 日米国商務省、ダンピング本決定 (同年 4 月 2 日公告)

同年 5 月 22 日 米国商務省、本決定の修正及び AD 税賦課命令を公告。回答企業のダンピングマージンは次の通り。

輸出者 / 製造者	加重平均マージン率
Abitibi	12.44%
Canfor	5.96%
Slocan	7.71%
Tembec	10.21%
West Fraser	2.18%
Weyerhaeuser	12.39%
その他	8.43%

米国商務省は、モデル毎に輸出価格の加重平均と国内価格の加重平均とを比較してダンピングマージンを計算する方法 (Weighted average-to-Weighted average 法、以下「W-W」という) を用いて、上述のマージン率を算出した。この方法では、まず、モデル毎に輸出価格、国内価格それぞれの加重平均価格を算出し、前者を後者から差し引いて個別モデルの単価ベースでのダンピングマージンを計算した。次に、それらのうち正のダンピングマージン (単価) のみについて (即ち、負のダンピングマージンは無視して) 当該モデルの輸出数量を乗して得た金額の総合計を全ての輸出取引の輸出価格の総額で除して、上述のダンピングマージン率を得たものである。

2002 年 9 月 13 日 カナダ、WTO 紛争解決機関に二国間協議を要請。

2004 年 4 月 13 日 原パネル報告。

2004 年 8 月 11 日 上級委員会、報告書を加盟国配布。

2004 年 8 月 31 日 紛争処理機関、上級委員会報告 (及び同報告書により修正されたパネル報告書) を採択し、米国に履行を求めた。

#### B. 原紛争手続後の経緯

2004年12月6日 カナダ、米国の履行期間を2005年4月15日までとすることで合意。その後、5月2日まで延長することに合意。

2005年5月2日 米国商務省、ウルグアイラウンド協定法第129条に基づく最終決定を公告し、回答企業のダンピングマージンを次の通り変更した。

輸出者 / 製造者	加重平均マージン率
Abitibi	13.22%
Canfor	9.27%
Slocan	12.91%
Tembec	12.96%
West Fraser	3.92%
Weyerhaeuser	16.35%
その他	11.54%

この決定では、米国商務省は、個別の輸出取引価格をカナダ国内販売の個別取引価格から差し引いて、個別の輸出取引についてダンピングマージンを計算（Transaction-to-Transaction法、以下「T-T」という）し、次にそれら計算結果のうち正のダンピングマージンのみを合計し、この合計値を輸出取引の総額で除して、企業別ダンピングマージンを算出した。この計算において、個別取引の計算から生じた負のダンピングマージンは全て無視した。（なお、この比較方法の詳細は後述 III.A.を参照。）

2005年5月19日 カナダ、DSU第21.5条に基づきパネルの設置を要請。（6月1日、パネル設置。）

2006年2月14日 パネル、中間報告書を当事国へ配布。

同年4月3日 パネル、報告書を加盟国へ配布。

（同年4月18日 上級委員会、EC-ゼロイング報告書(WT/DS294/AB/R)を配布。即ち、パネル報告はECゼロイング上級委員会報告を考慮することなく発出されている。）

同年5月17日 カナダ、上訴。

同年8月15日 上級委員会、その報告書を加盟国配布。

同年9月1日 紛争解決機関は上級委員会報告書（及び同報告書により修正されたパネル報告書）を採択。

同年10月12日 カナダ及び米国、本件の解決に合意した旨を紛争解決機関に報告。

## II. パネル・上級委員会報告の要旨

### 論点A T-Tにおけるゼロイングの第2.4.2条整合性

#### 1. 申立国（カナダ）の主張

上級委員会は、W-Wにおけるモデル別マージン計算は「調査対象製品のダンピングマージンを立証するための計算の中間段階にすぎず、当局は『中間的値』の総合計値をも

て調査対象産品全体のダンピングマージンを立証することができるものである。」として  
いる。(パラ 4.12) T-Tによるマージン計算にもこの原則が適用される。したがって、  
T-Tにおけるゼロイングは、W-Wにおける場合と同様に禁止される。(パラ 5.14)

“Margins of dumping”は、第 2.1 条により AD 協定全体で同じ意味をもつ。ターゲットダ  
ンピング(第 2.4.2 条第 2 文)では、ターゲットと非ターゲットについて別途にダンピン  
グの判断をおこなう。それぞれのダンピング判断の根拠となるダンピングマージンの計  
算にゼロイングは認められない。(パラ 5.31, 35)

## 2. 被申立国(米国)の主張

T-Tの比較の結果得られた正のダンピングマージンを負のダンピングマージンと相殺  
することを義務付ける協定上の規定はない。上級委員会は、W-Wでは第 2.4.2 条の「全  
ての比較可能な輸出取引」(“all comparable export transactions”)という文言から“margins of  
dumping”を計算するにあたってゼロイングが禁止されるとしたものであり、同条は T-T  
についてかかる規定を置いていない。T-Tでは個別比較の結果が同条に言う“margins of  
dumping”である。したがって、T-Tにおいてゼロイングは禁止されていない。(パラ 5.15)

ゼロイングの禁止が W-W に限定されず、全ての場合に適用されるのであれば、W-T  
と W-W の計算結果は同一となり、ターゲットダンピングの規定は意味を失う。

## 3. パネルの判断

### a. 第 2.4.2 条第 1 文

AD 協定第 2.4.2 条に、T-Tによる計算結果について、ダンピング額と非ダンピング額  
と相殺すべきとする明示的な規定はない。(パラ 5.18)

上級委員会の判断は、W-W について、同条第 1 文の W-W の文節の“all comparable export  
transactions”との文言から同文頭の margins of dumping の文言は W-W の個別マージン計算  
結果の合計であるとしたものであり、T-T については何ら判断していない。すなわち、  
上級委員会は、第 2.4.2 条第 1 文の“margins of dumping”との文言を“all comparable export  
transactions”と合わせ読んで解釈したものであり、この 2 の文言を分離して検討するこ  
とは適切ではない。(パラ 5.20-21)

WTO 協定において“Product”という語は、常に産品全体を指すものではない。GATT  
第 VI 条 2、3、6(a)、6(b)の product という語は、個別輸入を指している。(パラ 5.23) 更  
に、AD 協定は、第 5.8 条を除き、個別マージンの合計方法について何ら明示していな  
い。第 6.10 条に定める「輸出者・生産者別の“a margin of dumping”」の文言がマージ  
ンの合計値の計算方法を規定しているとは言えない。(パラ 5.25) また、アンチダンピ  
ング税はその発動後の全ての輸入に適用されるとはいえ、第 9.2 条の“product”の文言が  
正及び負のマージン全体を合計することを要請しているとは言えない。(パラ 5.26)

GATT 第 VI:1 条は、ダンピングとは 1 件の輸出価格が正常価額よりも低い場合である、

と定義している。したがって、加盟国は、輸出価格が正常価額よりも低い場合の価格差をダンピングマージンとし、第 VI:2 条に基づきダンピング税の上限と解釈することが認められている。(パラ 5.27)

W-W の場合、調査対象産品全体としてのマージン("margins of dumping for the product as a whole") 計算の方法として第 2.4.2 条により全ての比較可能な取引("all comparable transactions") から生じたマージンを合計することが求められているものである。他方、T-T では、個別取引毎のダンピングに着目してダンピングマージンの合計を求めるものであり、T-T について規定する同条の文節に "all comparable transactions" に基づくべきとする規定はない。よって、T-T の場合、調査対象産品全体のマージン計算に W-W と同様の方法が求められているのではなく、ダンピングされた輸出価格のマージンの合計をもって第 2.4.2 条の定める合計マージンとすることが認められている。(パラ 5.28-29)

b. 第 2.4.2 条第 2 文 ターゲットダンピング

ターゲットダンピングの場合において、ターゲットと非ターゲットと別途のマージンを計算するとの主張は、第 9.2 条及び第 6.10 条が要請する単一のマージン計算とも、margins of dumping は調査対象産品全体についてのマージンを指すとする解釈とも相容れない。(パラ 5.41)。また、第 2.4.2 条にかかる計算を認める規定もない。同条第 2 文は、ターゲットダンピングの場合には W-T を使用せねばならず、W-W、T-T を用いることはできないと定めている。他方、W-T の比較による全ての個別ダンピングマージンを合計した場合、W-W の比較により計算された合計ダンピングマージンと結果が同じになる。

また、ターゲットダンピングは例外であり、ターゲットのみのマージンを計算するものとの第三国の EC の主張は、第 2.4.2 条の文言から裏付けることができない。同条第 2 文は、輸入価格と正常価額の比較方法として W-T を認めたのみであり、一部の輸出取引を無視してマージン計算することを認めたものではない。(パラ 5.42)

また、第 2.4.2 条のターゲットダンピングは第 4.2 条における特定の地域に限定したマージンの計算が意図されたものとは解釈できない。同条第 2 文それ自体として意味をなす解釈がなされる必要がある(パラ 5.43-44)。

ターゲットとは認められなかった輸出価格については第 2.4 条の公平な比較の要請に基づきマージンがゼロとなるよう調整することができるとする EC の主張は認められない。同条は輸出価格と正常価額の比較を公平におこなうことを求めているものであり、ある輸出価格を他の輸出価格との関係で調整することを対象としていない。(パラ 5.45-48)

ターゲットダンピングは、W-T における正常価額の平均は W-W の場合と異なるとの日本、EC、タイの主張は、第 2.4.2 条の文言に裏付けられていない。ターゲットダンピングは、輸出価格のパターンが輸入国内の地域、顧客、時期により異なる場合に認め

られるものであり、正常価額とは関係がない。したがって、ターゲットダンピングの場合の正常価額が W-W の場合の正常価額と異なるべき理由は無い。(パラ 5.51)

以上から、ゼロイングが一般的に禁止されていると解釈した場合、米国主張の通り、W-W によるマージン計算結果と W-T によるマージン計算結果は数学的に同等であることを認めるものとなる。かかる解釈は第 2.4.2 条第 2 文の効力を失わせるものである。(パラ 5.52)

c. 予測正常価額 (Prospective Normal Value, 以下“PNV”) による AD 税評価

第 9.3 条は AD 税の額は第 2 条に基づく margin of dumping を上限とすると規定する。カナダは、ある輸入の価格が予測正常価額 (“PNV”) を下回った場合にその差額をダンピング税として賦課しているが、この方法は取引毎にダンピング税額を決定するものであり、調査対象産品全体に基づき決定するものではない。カナダは、第 9.3 条の規定するダンピングマージンとは取引毎のマージンを指していることを認めているが、これは、第 9.2 条がダンピング税は「調査対象産品の輸入」に対して賦課されるとする規定により裏付けられる。(パラ 5.54) 他方、カナダは、自らが採用する PNV 方式がゼロイング禁止という主張と矛盾しないことを説明することができなかった。(パラ 5.55) もし、ゼロイングが禁止されているのであれば、PNV 未満の輸出価格で輸入をおこなった者は、非ダンピング輸出価格で輸入をおこなった他の者の当該輸入を根拠にダンピング税の還付請求ができることとなる。これは不合理である。(パラ 5.54-57)

d. AD 協定第 2.2 条

AD 協定第 2.2 条は、輸出価格と比較することができる輸出国内販売価格がない場合、構成価額により “margin of dumping” を計算すると規定する。同条の “margin of dumping” との文言が調査対象産品全体を指すとすると、同条は、1 つモデルの輸出価格と比較できる輸出国内販売価格がないため構成価額を使用することとなる場合、全てのモデルについて構成価額を使用してダンピングマージンを計算することを求めていると解釈しなければならないこととなる。かかる解釈は、第 2.4.2 条の認めるモデル別のマージン計算方法と合致せず、さらに、第 2.2 条が構成価額は限定的に使用されるべきこととしている趣旨に反する。これは、margins of dumping が調査対象産品全体を指すとの上級委員会の解釈がすべての場合に及ぶとするカナダの主張の正当性を疑わせるものである。(パラ 5.62)

e. 1960 年専門家グループ報告

1960 年、GATT 加盟国は、「ダンピングの判断は 1 取引毎におこなう」とする報告書を採択している。これは、加盟国が、GATT 第 VI 条は 1 取引のダンピングマージンについて言及していると理解していることを示している。(パラ 5.63)

f. 結論

以上の理由から、第 2.4.2 条全体としても、margins of dumping の通常の意味からも、T-T による全ての個別マージン計算結果を「計算途中値」としてゼロイングせずに合計

して調査対象産品全体についての単一のマージンを計算することは求められていない。(パラ 5.65)したがって、T-T の場合には、ゼロイングは禁止されていない。(パラ 5.66)

#### 4. 上訴国(カナダ)の主張

次の理由により、T-T によりマージンを計算する場合、ゼロイングは禁止されている。

- ・ 第 2.1 条の“margins of dumping”及び“dumping”の文言は、上級委員会が既に示した通り、調査対象産品全体 (“product as a whole”) について定めたものである。この解釈は第 6.10 条、第 9.2 条により裏付けられる。(パラ 11)
- ・ 第 2.4.2 条にゼロイングを認める明示的な文言はない。(パラ 13)
- ・ パネルは、争点となっていない第 2.4.2 条第 2 文の T-W に基づき、さらに、第三国の主張を無視して判断した。(パラ 18-19)
- ・ 第 9.3 条の“margin of dumping”の意味は、第 2.4.2 条の“margins of dumping”と同じである。
- ・ 第 2.2 条は争点となっておらず、これを検討することは不適當である。また、GATT レポートは本件に何ら関係するものではない。(パラ 21)
- ・ 当局がその裁量により選択するマージン計算方法により、ダンピングマージンが大きく異なることは不合理である。(パラ 22)

#### 5. 被上訴国(米国)の主張

“Product”の意味は、その文脈により異なる。例えば、GATT 第 VI 条の“levy[ing] a duty on a ‘product’”は特定の取引を示している。(パラ 30)また、同条及びその Ad Note の margin of dumping は 1 件の取引について規定している。(パラ 35)AD 協定第 6.10 条は輸出者・製造者毎にマージンを計算を求めているのみであり、個別の取引に着目して各輸出者のマージン計算をおこなうことを妨げるものではない。(パラ 32)

米国-ゼロイング(EC)における上級委員会の判断は、以前の W-W において調査対象産品に複数のモデルがあるため複数の加重平均マージンが存在する場合についての判断を、不当にも (inexplicably) 複数の「比較」が存在する場合全般に拡大し、マージン計算方法において常に全てのマージンを合計しなければならないとしている。これは加盟国の複数のマージン計算方法を選択する権利を架空のものとするものである(パラ 34)。

多くの加盟国は AD 協定第 2.2 条に基づきモデル別で通常の商取引テストをおこなっているが、margin of dumping との文言が調査対象産品全体を指すものであるとするならば、一部のモデルの輸出国内販売は通常の商取引テストを満たしている場合であっても、それらは無視して、全てのモデルについて構成正常価額を用いなければならないと解釈せざるを得ないこととなり、同条の主旨と矛盾する。(パラ 35)

もし、全ての比較方法におけるマージン計算にゼロイングが禁止されているのであ

れば、W-Tを適用するターゲットダンピングの場合にもこの原則が適用されなければならないが、その場合、W-Wとのマージン計算結果との差異がなくなり、第2.4.2条の規定を意味のないものとしてしまう。(パラ36)

ダンピング税を見込(prospective)ベースで決定する場合、輸入時にダンピング税を確定することとなるが、このダンピング税をPNV方式により徴収する場合、個別取引ごとにダンピング税を決定している。もし、全ての輸入取引を勘案してダンピング税を決定することとした場合、ダンピング輸入した輸入者は、徴収されたダンピング税額を、非ダンピング輸入をおこなった輸入者が生じさせた税クレジットと相殺することができるという、おかしな結果を生ずることとなる。(パラ37)

1960年のGATT第VI条の専門家グループ報告書では、各取引についてダンピング及び損害の判断をおこなうものであると明確に述べている。さらにWTO以前のパネル報告でもゼロイング禁止とはされていない。(パラ38) ウルグアイラウンド交渉時でも、ゼロイングをおこなってダンピングマージンを計算することは、主要ユーザー国の共通した実務であった。これらとゼロイング禁止との解釈は矛盾する。(パラ39)

## 6. 上級委員会の判断

### a. 第2.4.2条第1文

同文のT-Tについての規定、「“margins of dumping”は“a comparison of normal value and export prices on a transactions basis”により認定する」において“export prices”と複数形で示されていることは、複数の取引について比較すること示している。この複数の比較が、“a comparison”であるとしているところから、個別取引の比較は「ひとつの比較“a comparison”」に至る過程であることを示している。また、“on a transaction basis”の“basis”との文言は、個別の比較が最終的な結果ではなく、全体の計算の基礎であることを示している。したがって、T-Tにおける個別の価格比較結果自体は、同条第1文文頭の“margins of dumping”ではない。(パラ87) さらに、第1文の“export prices”と輸出価格の文言が複数であること自体、個別比較の結果を合計すべきことを示している。このように、T-Tにおけるゼロイングは第2.4.2条の要件に合致しない。(パラ88)

この解釈は、W-Wにおいてゼロイングが禁止されているとした、以前の判断に整合する。第1文の文法構成から、同文の文頭の文言“margins of dumping”の意味は計算方法により異なるものではないことが、明確に確認される(strongly confirmed)。(パラ89)

W-Wにおける“all comparable export transactions”との文言は、加重平均をおこなうというこの計算方法の特徴を踏まえて調査対象製品の1つのサブグループには比較可能な全ての輸出取引を加え、一部の輸出取引を無視することのないよう求めているものである。T-Tにおける個別比較においては輸出取引のグルーピングがなされないものであるから、かかる要件は不要である。したがって、当該文言がT-Tを規定する文

節にないことは、ゼロイングが禁止されていないことの根拠とはならない。(パラ 91)

また、第 9.3 条においても W-W が義務付けられていないのであるから、同条に“all comparable export transactions”との文言がないことは、ゼロイングが禁止されていないことの根拠とはならない。また、ゼロイングが協定不整合であることは、第 2.1 条にも基づくものである。(パラ 92)

同条第 1 文は W-W と T-T に優先順位をつけておらず、これら 2 つの方式がシステミックに異なるとする解釈は適当ではない。(パラ 93)

b. 第 2.4.2 条第 2 文

パネルの「数学的同等性」分析に同意できない。米国主張の「数学的同等性」は何ら実証されたものではなく、検証されていない仮定 (non-tested hypothesis) に過ぎない。また、第 2 文に定める計算方法は第 1 文の計算方法の例外を示したものである。したがって、例外である第 2 文の W-T が第 1 文に定める W-W、T-T の解釈を決定することはできない。(パラ 97)

第 2 文に基づき W-T を適用することができる事例において実際に使用できるマージン計算方法については、本件において問題とされた事項ではなく、さらに、その詳細は明らかではない。例えば、カナダ、日本は、W-T は顧客、地域、時期においてパターンの異なる輸出取引のみに適用されると主張している。米国も、かかる輸出取引には W-T を、その他の輸出取引には W-W を適用することを国内規則に定めているが、それらの計算結果をどのように合計するかについては不明であるとしている。(パラ 98) また、カナダ及び第三国は、ゼロイングが禁止された場合でも W-W によるマージンの合計が W-T によるマージンの合計とは異なる例を提示している。さらに、タイは、ゼロイングを用いなかった場合の W-W と W-T の数学的同等性は一定の場合に限られると指摘している。よって、米国の示した例は、W-W と W-T の関係からゼロイングの禁止が第 2 文を意味のない規定とすると判断するための証拠としては不十分である。さらに、この「数学的同等性」の問題は、本件で問題とされている T-T とは無関係である。(パラ 99) よって、パネルの結論は言い過ぎである。別の見方をすれば、ゼロイングの許容は、第 1 文の方法によりターゲットダンピングの方法を解決することを可能とし、第 2 文を意味のないものとするとも言い得るのである。(パラ 99)

c. AD 協定第 2.2 条、第 5.8 条、第 6.10 条、第 9.3 条

第 2.2 条に、当局が調査対象産品を製品タイプ・モデルに区分して分析することを禁止する文言はない。一方、マージンの計算方法についての第 2.4.2 条の規定は、特定のモデルについての正常価額として用いるべき価額を決定する段階の規定ではなく、かかる過程を経た後の問題についての定めである。よって、第 2.4.2 条の T-T の



場合におけるゼロイングの禁止は、第 2.2 条に影響を与えるものではない。(パラ 104)

第 5.8 条は、個別マージンを合計することを求めている。(パラ 105) 第 6.10 条は、マージン計算について一定の方法を定めたものではなく、したがってゼロイングの可否については何ら規定していないが、パネルも認めた通り、同条の輸出者別マージン計算の要請は、第 2.4.2 条に言うマージンが、個別比較により計算された各マージンを合計したマージンを意味しているとの解釈を補強するものである。(パラ 107) さらに、第 9.3 条は、AD 税の上限を第 2 条に基づく margins of dumping とするものであり、margins of dumping とは合計値であることを示している。もし、第 9.3 条のマージンが個別取引のマージンを指すのであれば、同条が上限としてどのように機能するものであるか不明である。(パラ 108)

d. PNV

加盟国は第 9.2 条により全ての輸入に「適切な金額」のダンピング税を賦課することが認められている。この一方で、ダンピング税の徴収時における PNV 方式は第 9.3.2 条に基づく還付手続に服する。即ち、第 9.3.2 条は、輸入者に、実際のダンピングマージンを上回って徴収されたダンピング税の還付を当局に求める権利を与えているのである。従って、ダンピング税の徴収時における PNV 方式の採用は、第 2.4.2 条に基づくゼロイングの可否という問題について何ら関係しない。(パラ 112)

e. GATT

上級委員会は、これまで第 2.4.2 条の margins of dumping の意味を解釈する目的で GATT 第 VI:1 条、第 VI:2 条及び AD 協定第 2.1 条に言及したものであり、GATT 第 VI:1, 2 条以外の条項における product の意味を示したものではない。(パラ 113) GATT 第 II 条について、譲許税率を上回って賦課した関税を譲許税率を下回って賦課した税額と相殺してよいと述べたこともない。GATT 第 VI:1, 2 条の基づく product as a whole は、米国が主張した GATT 第 II 条との問題とは無関係である。(パラ 115)

f. 1960 年専門家グループ報告書、GATT パネル報告

同レポートは、東京ラウンド AD コード以前ののものであり、第 2.4.2 条が 1995 年に合意される以前ののものである。米国の指摘した GATT パネル報告 2 件のうち 1 件は採択されていない。また、それらは、その後の交渉の結果として一部は採用されたが、全てが採用されたものでもない。よって、第 2.4.2 条の解釈のガイダンスとはならない。(パラ 121)

g. 結論

T-T におけるゼロイングは第 2.4.2 条により認められていない。(パラ 122) 従って、

これに反する解釈は、第 17.6(ii)条によっても認められない。(パラ 123) よって、パネルの結論を覆す。米国の T-T に基づく計算は第 2.4.2 条に不整合である。(パラ 124)

## 論点B 第 2.4 条 Fair Comparison はゼロイングを禁止しているか。

### 1. 申立国の主張

第 2.4 条第 1 文の「公正な比較」(“fair comparison”)は、全てのマージン計算結果を合計することを求めている。負のマージンをゼロとして計算することは、計算結果に本質的なバイアスを掛け、ダンピングマージンを上昇させるものであり、同条により禁止される。(パラ 5.72) これは、EC・ベドリネン及び米国・表面処理鋼板サンセットレビューにおける上級委員会の判断から明確である。

### 2. 被申立国の主張

第 2.4 条は、輸出価格と正常価額の比較を行なう前の段階に適用される条項であり、比較後の数値には適用されない。(パラ 5.70) EC・ベドリネンでは、第 2.4 条は争点となっておらず、米国・表面処理鋼板サンセットレビューでは W-T が問題とされた事例であり、いずれも本件に係る事例ではない。(パラ 5.69)

### 3. パネルの判断

EC・ベドリネンでは第 2.4 条は争点となっておらず、米国・表面処理鋼板サンセットレビューはサンセットレビューにおける W-T 法を問題とした事例であり、本件とは関係ない。(パラ 5.73)

「公正」の概念は AD 協定に根ざした解釈がなされるべきである。既に T-T においてゼロイングは認められていると判断した。協定に整合的な方法について、その結果がゼロイングを行わない場合の T-T よりも高いダンピングマージンとなるとしても、これをもって、「不公正」と判断することはできない。また、第 2.4 条の一般的規定が、第 2.4.2 条の特別規定に優越するとの解釈は適当ではない。(パラ 5.75)

W-T の場合にゼロイングが禁止されていると解釈した場合、W-T と W-W が数学上同等なものになってしまう。さらに、上述したとおり、GATT その他の条項の文脈からも正と負のダンピングマージンを相殺すべきとする規定はない。2.4 条の「公正」との概念にゼロイング禁止が含まれているとすることはできない。(パラ 5.76-77)

### 4. 上訴国(カナダ)の主張

第 1 文の“fair”とは、衡平的(“equitable”)を指す。(パラ 25) また、“comparison”は、輸出価格と正常価額の実際の比較結果の全体を指す。本件の場合、T-T による計算結果全体を指すものであり、米国はその過程で操作をおこなっているものである。(パラ 26) パ

ネルが、その第 2.4.2 条の解釈に基づき、ゼロイングは第 2.4 条に不整合ではないとしたことは誤りである。(パラ 127)

#### 5. 被上訴国(米国)の主張

第 2.4 条の一般規定は、第 2.4.2 条の特別規定に優先するものではない。(パラ 41) また、ゼロイングは fair ではないとはいえない。(パラ 128)

調査当局にダンピングマージンの低い計算方法を採用する義務があるとすれば、調査当局は常に最低でも 2 つの方法によりマージン計算をおこなう必要があるということとなる。AD 協定上、かかる義務はない。(パラ 42) さらに、第 2.4 条によりゼロイングが禁止されているとの解釈は、W・T と W・W の計算方法の違いをなくするものであり、第 2.4.2 条第 2 文を意味のないものとする。(パラ 42)

#### 6. 上級委員会の判断

パネルの結論は第 2.4.2 条に基づいたものであり、その判断は誤りであるから、第 2.4 条についての結論も支持されない。(パラ 135)

さらに、第 2.4.2 条は、「公正な比較について規律する第 4 項の規定に従うことを条件として」と規定しており、第 2.4.2 条が第 2.4 条に対する特別規定であるとのパネルの判断は誤りである。第 2.4 条の規定は、第 2.4.2 条に適用される。(パラ 136)

第 2.4 条の「公正」という文言は、impartiality, even-handedness, lack of bias という意味である。この点について、米国・軟材 V、米国・表面処理鋼板サンセットレビューにおいて判示した通り、ゼロイングは、マージンを上昇させ、場合によってはダンピングのない場合であってもダンピングありとの結論に導く、本質的にバイアスのある方法である。(パラ 140) T・T の場合、そのバイアスは W・W よりもさらに強い。(パラ 142) したがって、T・T におけるゼロイングは、第 2.4 条に不整合である。(パラ 146)

### III. 解説

#### A. T-T による軟材マージン再計算の方法

米国商務省は、原上級委員会報告に基づく紛争解決機関による履行勧告に基づく再審査において T-T を採用することとし、次の方法により、1 件の輸出販売と比較する 1 件のカナダ国内販売を特定した。

- i. インボイスの日付を基準として、米国輸出販売と同一日に販売された同一の販売段階の同一モデルのカナダ国内販売と比較。
- ii. かかるカナダ国内販売がない場合、米国輸出販売の前日のカナダ国内販売と比較。
- iii. 米国輸出販売の前日にカナダ国内販売がない場合、米国販売の翌日のカナダ国内

販売と比較。

- iv. 米国輸出販売の前日にもカナダ国内販売がない場合、米国輸出販売の前々日、次いで翌々日のカナダ国内販売との優先順位で、前後7日間に存在するカナダ国内販売と比較。
- v. 当該2週間のウィンドウ期間に同一モデルのカナダ国内販売がない場合、最も近い販売段階の同一モデルについて、i.乃至iv.の手順でカナダ国内販売を特定。
- vi. かかる販売がない場合、最も近いモデル(製品特性の差が最も小さいモデル、製品特性差が同一のモデルが複数ある場合、製造原価の変動費の差の最も小さいモデル)についてi.乃至v.の手順でカナダ国内販売を特定。この場合、モデル差による相違を製造原価の変動費の差をもって調整。但し、変動費差が20%以上ある製品または製品タイプ、木材の種類もしくはグレードの異なる製品とは比較しない。
- vii. 以上の手順によっても比較対象となるカナダ国内販売がない場合、構成価額を使用。
- viii. 上述の基準で、該当するカナダ国内販売が複数ある場合、販売数量の最も近いカナダ国内販売と比較。その場合でも複数のカナダ国内販売がある場合、顧客の種類の最も近い販売を、次いで総輸送経費の最も近い販売、販売手数料の有無、出荷日から支払日までの日数、最後に、カナダ国内販売データベースに最初に記載された販売、という順により単一のカナダ国内販売を特定。

## **B. 軟材紛争の和解 SLA2006**

米国及びカナダは、本件を含む軟材紛争全体について、2006年9月12日、米加軟材契約(the “Softwood Lumber Agreement Between the Government of Canada and the Government of the United States of America (“SLA 2006”)) に最終的に合意し、和解が成立した。SLA2006は、同年10月12日、発効した。これにより、本件は解決された。

この和解において、米国は、カナダ産軟材に対するダンピング税及び相殺関税賦課命令を全て撤廃し、過去の預託金約50億ドルのうち、80%を輸入者に還付し、10%を米国業界、残余をその他軟材関係団体へ支払うことに合意した。一方、カナダは、本件を含め、全てのWTO、NAFTA、米国裁判所における紛争を取り下げまたは却下を求め、さらに、軟材の基準価格が1000ボードフィート(MBF)当たり355米国ドルを下回る場合には輸出課徴金を課すことに合意した。但し、カナダの軟材輸出が減少する一方で米国産販売及び第三国輸入が増加した場合、かかる輸出課徴金を還付することができる。他方、カナダ産軟材の米国市場占拠率が110%を超えた場合、追加課徴金を課すこととされた。

SLA2006の有効期間は7年で、2年間延長することができることとされている。また、発効から18ヶ月を経過した後は、6ヶ月の事前通告により、SLA2006を破棄することができる。但し、相手方がSLA2006を遵守していない場合、直ちに破棄することができる。

## C. 本パネル・上級委員会の判断について

### 1. Productの意味 - 第2.4.2条の解釈

パネルの判断はGATT第VI:1, 2, 3, 6(a), 6(b)条におけるproductの文言が個別輸出を指していることを根拠として、AD協定第2.1条及び第2.4.2条のダンピングマージンとの文言の範囲を画定する判断をおこなった。これに対し、上級委員会は、GATT第VI:1, 2条及びAD協定第2.1条に基づき第2.4.2条のmargins of dumpingの意味を判断したものであり、GATTのその他の条項における文言の意味について判断したものではない(パラ113)として、パネルの判断を退けた。即ち、GATTの該当条項とAD協定の関係条項全体(AD協定第2.4条、第6.10条を含む)を整合的に解釈し、結論を導いたものである。

この上級委員会の判断は妥当であると思われる。AD協定は、その第1条に定める通り、GATT第VI条の定めるダンピング措置を発動することのできる場合を明らかにし、その詳細を定めた協定である。この点において、パネルは、GATT第VI:1条の意味するところをAD協定とは独立して検討し、AD協定がGATT第VI:1条の詳細を定めたもの、別の言い方をすれば、加盟国はGATT第VI:1条の一般規定が意味するところをAD協定において合意したものであることを軽視した結論に到達したと思われる。さらに、パネルは、上級委員会が指摘した通り、第2.4.2条の冒頭節「公正な比較について規律する第4項の規定に従うことを条件として」との規定を無視して、第2.4条は第2.4.2条に定めるより詳細な規定に優越しないとして、第2.4.2条の規定を第2.4条の規定と整合的に解釈する努力を怠っている。これら検討方法には疑問を感じざるを得ない。

また、上級委員会は、GATT第VI:1条及び第2.1条の規定との整合性を考慮しつつ、第2.4.2条第1文の各文言の解釈からゼロイングはT-Tにおいても禁止されていることを示し、さらに、かかるゼロイングの禁止は“all comparable export transactions”との文言に拠っているものではないことを明示した。これにより、パネルの判断及び米国の主張が誤りであることを明確に示し、EC-ベドリネン以来の同条第1文の解釈を巡る論争に上級委員会としては終止符を打ったといつてよいであろう。

### 2. 第2.4.2条第2文の解釈が第1文の解釈に及ぼす影響、協定整合的なターゲットダンピングの計算方法

パネルは、第2.4.2条第2文の意味が失われないよう条項の解釈をおこなうためには、ゼロイングが禁止されていないと解釈する必要があると結論付けている。これに対し、上級委員会は、第2文は第1文の例外を定める規定であり、かかる例外規定が一般規定の原則を制限することは誤りであると指摘している。(パラ97) また、第2.4.2条は正常価額の加重平均(W-W、W-Tの場合のW)の方法について何ら規定していないことを示唆した。(パラ98)

上級委員会の第2.4.2条の解釈は、同条項の文言に沿った妥当なものであると思われる。

同条の第2文は、第1文を適用するための条件となっているものではない。むしろ、第1文の規定が適用されない範囲を第2文に定めたものである。よって、第2文の解釈が第1文の範囲を限定することを前提とした解釈は誤りであり、上級委員会が指摘したように、第2文の例外規定の第1文の一般原則第2文の例外規定と第1文の一般原則が同等の効力を持つ結果となるような解釈は認められないであろう。

さらに、パネルは、正常価額の加重平均は調査期間全体の販売の加重平均であるという前提から結論を導き、米国の「数学的同等性」議論に同意したと思われるが、かかる前提の正当性について何ら検討していない。事実、同条は、正常価額の加重平均の計算方法について何ら規定していない。

さらに、同条第2文の文言（may be compared）からすれば、ターゲットダンピングの場合にW-Tの使用が義務付けられているとしたパネルの判断は誤りであり、ターゲットダンピングの場合であってもW-W、T-Tを使用してもよいと解釈されると思われる。

一方で、上級委員会は、第2文のターゲットダンピングにおけるマージンの計算方法とゼロイングの禁止とが整合する方法にまでは踏み込んでいない。本件はターゲットダンピングが問題とされた事例ではないため、具体的な計算方法に踏み込まなかったことは当然ではあるが、第2.4.2条の各文が効力ある規定とされるための解釈を明示しなかった点は、今後の問題を残してしまっている。事実、米国が主張している通り、同一モデルの販売の全てを正常価額の加重平均に含めた場合、ゼロイングを用いなければW-TとW-Wの合計マージンは同一になってしまうのである。

しかし、この点について上級委員会が全く配慮していないものではない。上級委員会は、上述した通り、ターゲットダンピングの場合においては、正常価額の加重平均に含められる輸出国内販売の範囲を同一モデルの販売の一部に限定することを想定しているのではないと思われる。例えば、販売時期によるターゲットダンピングが認定された場合には、その販売時期と同一の時期の国内販売のみを正常価額の加重平均に含めることとする、また、大口顧客に対するターゲットダンピングが認定された場合には輸出国内における大口顧客に対する販売価格の加重平均を対象とする、などが考えられる。これらの方法は、当局として十分な証拠に基づいて輸出国内販売の範囲を画定している限り、第2.4条の「公正な比較」原則にも整合するのではないと思われる。

この問題の最終的解決は今後の事例を待つしかないが、少なくとも、上級委員会は、ターゲットダンピングの場合において、ゼロイングを用いず且つAD協定に整合的にW-Tによるマージン計算をおこなう方向を示していると思われる。

### 3. ダンピング税賦課の上限と還付

パネルは、第9.4条(ii)に基づくPNV方式によるダンピング税賦課は個別輸出取引のみに基づいたマージン計算となることから、第9.3条に言う、「第2条に基づいて定められるダンピングマージン」は個別取引ごとのマージンである、と判断した。また、ダン

ピング税は輸入者から徴収されるものであるところから、ゼロイングを用いた計算が禁止されているとした場合、ある輸入者が PNV 未満の輸入により得たダンピングマージンのクレジットを、他の輸入者が使用することを認めることとなり、かかる結果をもたらす解釈は不当であるとした。

上級委員会は、第 9.3.2 条の規定は、ダンピングマージンの見直しの規定であるから、当該規定は第 2.4.2 条の解釈には影響を及ぼさない、として、PNV に関わる問題点は考慮する必要がないとしている。

第 9.3.2 条の規定は第 2.4.2 条の解釈に影響しないとした上級委員会の判断は協定の解釈として妥当なものであると思われる。上級委員会が述べる通り、第 2 条の定めが第 9.3 条を規律するものであって、その逆ではない。さらに、PNV に基づくダンピング税の賦課は、かかる賦課額を見直すための第 9.3 条に基づく手続に至る以前の行為であるから、PNV によるダンピング税賦課行為が直ちに第 9.3 条の整合性を問われるものではないであろう。また、本件では PNV により徴収されたダンピング税額がダンピングマージンを超過していることが問題とされているものではない。したがって、PNV 制度適用により生じ得る問題を本件において検討する必要はないものと思われる。

その一方で、本件は、ダンピング税の徴収額、還付額の決定方法について幾つかの問題を提起している。第 1 に、調査した輸出企業の正常価額の加重平均を PNV として実際の輸出価格と PNV の差をダンピング税として徴収する場合、状況によっては、AD 税賦課を発動する決定において、第 9.1 条の定める上限（即ちダンピングマージンの全額）を上回るダンピング税を賦課する決定をしたとされる可能性が考えられる。例えば、当初調査において調査を行なったある輸出企業の調査対象製品のモデルは 1 種類であったとしよう。この場合において、正常価額は 100 ドルで、半数の輸出は 106 ドルでなされ（即ち 1 輸出あたり - 6 ドルのマージン）、他の半数は 90 ドルで輸出されていた（即ち 1 輸出あたり +10 ドルのマージン）としよう。この場合、加重平均のダンピングマージンは 4 ドル（ $=10-6$ ）となる。すなわち、第 9.1 条に基づく上限は、個別輸入に対して 4 ドルとなる。かかる状況において、PNV を第 9.4 条(ii) に基づき 100 ドルとして AD 税賦課を発動した場合（実際にカナダはこのようにして PNV を設定していると思われる）、その賦課決定は、半数の輸出から 10 ドルのダンピング税を徴収することを、全輸入平均では 5 ドルを徴収することを見込んだものとなる。これは、1 輸出あたりからダンピングマージンを 1 ドル上回るダンピング税を賦課する決定であるから第 9.1 条に不整合な賦課決定であるとされるおそれがあるのではないであろうか。一方において、第 9.4 条(ii) では、個別のダンピングマージンを調査しなかった輸出企業に対してはかかる PNV を課してよいとしているが、この規定は個別のダンピングマージンを調査した輸出企業にまで適用されるものではないであろう。

第 2 に、PNV 方式に限らず、見込に基づきダンピング税を徴収する制度を採用している国では、第 9.3.2 条に基づく還付手続において、カナダの現行手続のように輸入者ごと

に還付手続をおこなうこととした場合、輸出者単位で計算されるダンピングマージン総額を上回るダンピング税を徴収する結果となる可能性がある。例えば、輸入者2者が同一の輸出者から調査対象産品を輸入している場合において、ある輸入者のダンピング率がマイナスで、他方の輸入者のダンピング率はプラスであるとしよう。この場合、前者の輸入者に対してその納付したダンピング税額を上回る税還付をおこなうことはできないであろうから、輸出者単位でのマージン総額を上回るダンピング税額が徴収されることのないよう、他の輸入者の税額を調整する必要がある。即ち、還付手続は、かかる調整を可能とする制度であることが求められていることとなる。この点については、ECの還付手続が参考となろう。同手続では、ある輸入者に対する還付手続を開始した場合、該当する輸出者の全ての輸出価格及び正常価額を調査して当該輸出者のダンピングマージンを計算した上で個別の輸入者の還付額を決定することとしているのである。

第3に、輸出者ごとの全輸出全体のダンピングマージンを計算する場合において、いずれの期間の輸入を考慮すれば「全体」のマージンを計算したこととなるか明確ではない。本件の議論から、個別輸入それぞれが「全体」を構成すると主張することは難しいであろう。しかし、この期間を非常に短いものとするれば、個別輸入ベースでのマージン計算と殆ど同等な効果を得ることができると言える。AD委員会は当初調査のダンピングマージン計算として1年間が適当であるとしていることから、第9.3条手続において同等な期間をもって輸出「全体」とすることが不当とされることは極めて低いであろう。しかし、例えば1ヶ月間の輸入をもって「全体」とすることが妥当であるかは不明である。今後、見直し手続に携わる場合、この点に配慮する必要がある。

以上